

### 北海道空知地域創生協議会経費等取扱要領 新旧対照表

改正案	現行	改正理由など																																								
<p><b>北海道空知地域創生協議会経費等取扱要領</b></p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 契約及び出納</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 契約の方法については、原則として次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>物品</th> <th>委託</th> <th>賃貸借</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札</td> <td>300万円以上</td> <td>200万円以上</td> <td>150万円以上</td> <td>価格のみの</td> </tr> <tr> <td>随意契約 (見積もり2者)</td> <td>300万円未満 30万円以上</td> <td>200万円未満 30万円以上</td> <td>150万円未満 30万円以上</td> <td>競争に寄り がたい場合</td> </tr> <tr> <td>随意契約 (1者随契)</td> <td>30万円未満</td> <td>30万円未満</td> <td>30万円未満</td> <td>にはプロポ ーザル方式 による随意 契約も可</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>9 専決 事務局長及び事務局次長は、別表に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>10～12 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	区分	物品	委託	賃貸借	その他	競争入札	300万円以上	200万円以上	150万円以上	価格のみの	随意契約 (見積もり2者)	300万円未満 30万円以上	200万円未満 30万円以上	150万円未満 30万円以上	競争に寄り がたい場合	随意契約 (1者随契)	30万円未満	30万円未満	30万円未満	にはプロポ ーザル方式 による随意 契約も可	<p><b>北海道空知地域創生協議会経費等取扱要領</b></p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 契約及び出納</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 契約の方法については、原則として次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>物品</th> <th>委託</th> <th>賃貸借</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札</td> <td>160万円以上</td> <td>100万円以上</td> <td>80万円以上</td> <td>価格のみの</td> </tr> <tr> <td>随意契約 (見積もり2者)</td> <td>160万円未満 30万円以上</td> <td>100万円未満 30万円以上</td> <td>80万円未満 30万円以上</td> <td>競争に寄り がたい場合</td> </tr> <tr> <td>随意契約 (1者随契)</td> <td>30万円未満</td> <td>30万円未満</td> <td>30万円未満</td> <td>にはプロポ ーザル方式 による随意 契約も可</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>9 専決 事務局長及び事務局次長は、別表に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>10～12 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	区分	物品	委託	賃貸借	その他	競争入札	160万円以上	100万円以上	80万円以上	価格のみの	随意契約 (見積もり2者)	160万円未満 30万円以上	100万円未満 30万円以上	80万円未満 30万円以上	競争に寄り がたい場合	随意契約 (1者随契)	30万円未満	30万円未満	30万円未満	にはプロポ ーザル方式 による随意 契約も可	<p>※道規定の改正に準じて改正</p>
区分	物品	委託	賃貸借	その他																																						
競争入札	300万円以上	200万円以上	150万円以上	価格のみの																																						
随意契約 (見積もり2者)	300万円未満 30万円以上	200万円未満 30万円以上	150万円未満 30万円以上	競争に寄り がたい場合																																						
随意契約 (1者随契)	30万円未満	30万円未満	30万円未満	にはプロポ ーザル方式 による随意 契約も可																																						
区分	物品	委託	賃貸借	その他																																						
競争入札	160万円以上	100万円以上	80万円以上	価格のみの																																						
随意契約 (見積もり2者)	160万円未満 30万円以上	100万円未満 30万円以上	80万円未満 30万円以上	競争に寄り がたい場合																																						
随意契約 (1者随契)	30万円未満	30万円未満	30万円未満	にはプロポ ーザル方式 による随意 契約も可																																						

- 1 この要領は、平成28年5月31日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年6月29日から施行する。
- 3 この要領は、令和7年6月 日から施行する。

別 表

区分	専決事項
事務局長	1件の金額が、 <u>200</u> 万円未満の経費の契約及び支出に関する行為
事務局次長	1件の金額が、30万円未満の経費の契約及び支出に関する行為

- 1 この要領は、平成28年5月31日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年6月29日から施行する。

別 表

区分	専決事項
事務局長	1件の金額が、100万円未満の経費の契約及び支出に関する行為
事務局次長	1件の金額が、30万円未満の経費の契約及び支出に関する行為

※道規定の改正に準じて改正